

令和6年度足立区障害者就労施設等からの調達推進方針

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度における足立区の障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の事業所・施設等とする。

（1）障害福祉サービス事業所等

- ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
- イ 就労移行支援事業
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行う事業所）
- オ 地域活動支援センター（創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所）
- カ 小規模作業所（障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設）

（2）共同受注窓口等

- ア 共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う）

（3）障がい者を多数雇用している企業及び在宅就業障害者等

- ア 特例子会社（障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の数基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項に規定する事業所）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2項に規定する事業所）
- ウ 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- エ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

3 調達の対象となる物品等

（1）物品

- ア 事務用品・書籍（事務用品、封筒、ゴム印、書籍など）
- イ 食料品・飲料（パン、弁当、おにぎり、飲料、コーヒー、茶、青果など）

- ウ 小物雑貨（衣服、身の回り品、装身具、木工品、陶磁器、防災用品、花苗など）
- エ その他の物品

（２）役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒等の印刷など）
- イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライなど）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店など）
- カ その他の役務（封入封緘、仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄、資源回収・分別など）

４ 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等から物品等の調達を促進するため、以下の取組を行う。

（１）調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、調達の推進のために必要な情報提供を行う。

（２）障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

（３）障害者就労施設等の受注機会増大に向けた支援

障害者就労施設等からの調達が可能となるよう発注方法、履行期間及び発注量等を十分に配慮するように努める。また、障害者就労施設等に対し、性能、規格等十分な説明に努める。

（４）随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約を積極的に活用する。

５ 物品等の調達目標

前年度実績を上回ることを目標として、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。物品等の調達実績のない所属においては、積極的に検討を促す。また、イベント等で物品等の販売が可能となるよう出展の機会を設けるよう努力する。

６ 調達実績の公表

足立区の調達実績については、翌年度６月末日までに概要を取りまとめ、公表するものとする。